

市の動き

北上市立大学(仮称)基本構想市民
フォーラムを開催 3月16日

北上市立大学(仮称)基本構想市民フォーラムは、日本現代詩歌文学館で開催されました。市が検討を進める市立大学設置の基本構想案について市民と共有し、意見を交わす場として企画されたもので、133人が来場しました。

同基本構想策定委員会の藤代博之委員長(岩手大学名誉教授)による構想案の説明が行われ、基調講演では、村上雅人氏(前芝浦工業大学学長)が、自身の経験を交えながら、「大学は地域に夢と希望を与えるもの。よい教育研究は人を育て、世界中から人が集まり地域が発展する。北上の大学はそのような存在にならなければならない」と力説していました。



副市長に八重樫義正氏が就任

4月1日

副市長の選任について、市議会2月通常会議で同意を得て、八重樫義正氏(58歳・本通)が就任しました。任期は4月1日から4年間です。



令和7年度軽自動車税(種別割)・納税通知書を5月9日(金)に発送します。初年度検査から13年を過ぎると軽自動車(二輪・四輪)は税額が変わります。障がいのある人などの減免申請

身体または精神に障がいのある人、生計を一にするまたは介護者が障がいのある人のために使用する車の軽自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます。※18歳以上(4月1日現在)で身体に障がいのある人は、本人所有の軽自動車のみ該当します。なお、県の自動車税(種別割)の減免を受けている人や

軽自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です
軽自動車税納税通知書の発送・減免申請

福祉タクシー・助成券の利用者は申請できません。また、障がいの等級によって減免にならないことがあります。必要書類：令和7年度納税通知書、手帳(身体障害者、戦傷病者、精神障害者保健福祉(療育)、運転免許証、自動車検査証

■申請期間：5月9日(金)～30日(金)に市民税課または江釣子・和賀民生係へ(郵送の場合は6月1日(日)消印有効)

※公益のために使用する車両の受け付けは5月26日(月)までです。

■問い合わせ：市民税課 ☎72-82210

参加者を募集しています

りんごの摘果と収穫・おにぎり作り体験

食育・食農体験活動として小学生の親子を対象とした農作業体験を実施します。5月にはりんごの摘果、8月にはりんごの収穫とおにぎり作りを行います。

■とき：①5月31日(土)9時30分～12時 ②8月30日(土)7時30分～11時

■ところ：①市内のりんご畑 ②市内：口内町のりんご畑

■集合場所：市本庁舎正面玄関 ※現地までバスで移動します。

■対象：両日参加できる市内の小学生とその保護者

※1組の申し込み人数は大人を含め3人までとします。

■定員：10組・30人(先着順)

■参加費：1人500円

■申し込み：4月21日(月)8時30分から5月16日(金)17時まで

下記申し込みフォームまたは電話・メール(noi@city.kitakami.iwate.jp)に農業委員会事務局へ

■問い合わせ：農業委員会事務局 ☎72-824247

外国人の日本語学習を支援しませんか
北上市日本語教室・パートナー養成研修会

外国人住民とのコミュニケーションを通じて日本語学習を補助するための基礎知識を学びます。全4回の研修会に参加すると、北上市日本語教室パートナーとして登録でき、有償ボランティアとして活動することができます。

■とき：5月17日(土)、24日(土)、7月5日(土)、9月27日(土)13時30分～15時

■ところ：黒沢尻西地区交流センター研修室Ⅱ

■対象：市内に居住し、外国人住民に日本語で日本語を教えることに関心のある人



■定員：20人(先着順)

■申し込み：5月9日(金)までに右記申し込みフォームで地域づくり課へ

■問い合わせ：地域づくり課 ☎72-8300

外国人の日本語学習を支援します

外国人住民のための日本語教室

外国人住民が生活に役立つ日本語を学びます。日本語教師と北上市日本語教室パートナーが日本語学習を支援します。

■とき：6月1日(日)、22日(日)、7月13日(日)、8月24日(日)、31日(日)、9月7日(日)10時～12時

■ところ：黒沢尻西地区交流センター研修室Ⅱ



■対象：市内に在住、在勤、在学中の日本語を母語としない人で、日本語の習得を希望する人

■定員：20人(先着順)

■申し込み：5月23日(金)までに右記申し込みフォームで地域づくり課へ

■問い合わせ：地域づくり課 ☎72-8300

支援充実！枚数が倍増しました

福祉タクシー助成券の交付

6月～令和8年5月分の福祉タクシー助成券の申請受け付けを開始します。

■助成内容：1枚3000円の福祉タクシー助成券48枚(1万4400円助成)

■対象：市内に住所があり次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1級②身体障害者手帳2級で障がい内容が視覚、体幹、下肢のいずれか③療育手帳A④精神保健福祉手帳(障害者手帳)1級⑤65歳以上で①～④と同程度の障がいと認められる

※施設入所者や自動車税、軽自動車税の減免を受けている人は対象外です。



■申請方法

「既に助成券をお持ちの人」有効期限が令和7年5月までの助成券をお持ちの助成対象の人は、5月上旬に交付する申請書類を「ご覧いただき、手続きをしてください。」

「初めて申請をする人」6月2日(月)～令和8年5月29日(金)に障がい福祉課または江釣子・和賀民生係へお越しください。また、市のホームページからのオンライン申請も開始する予定ですので、ご利用ください。

■問い合わせ：障がい福祉課 ☎72-8216

空き家を放置していませんか

空き家への対策強化

空き家を所有している人は、空き家の見回り・修繕や草刈りなどの適切な管理を行ってください。適切な管理が行われず空き家および敷地の周囲などに悪影響を及ぼしたまま放置を続けた場合、管理不全空家に認定し、指導・勧告の対象となります。状況が改善されない場合は、固定資産税の住宅用地



特別の対象から除外されます。詳細は市のホームページをご覧ください。なお、市は空き家に関する相談や各種事業を実施していますので、気軽に「ご相談ください。」

■問い合わせ：都市計画課 ☎72-8278